

令和2年4月10日
(改正) 令和2年5月1日

管理者等各位

常務理事

緊急事態宣言に伴う感染症対策の徹底について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、4月7日以降国・県・市からそれぞれ特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発出、緊急事態対処方針、対応方針が示され、今般その措置期間が5月31日まで延長される見込みとなったところです。

兵庫県が緊急事態措置の実施区域になり、とりわけ都市部に位置する伊丹市においては積極的に意識して爆発的な感染拡大防止に努めることが必要であり、人と人の接触を8割削減することを目指した国民に対する外出自粛の要請、感染リスクの高まるいわゆる3密(密閉・密集・密接)の回避等を踏まえ、引き続きこの期間の対応について当事業団として下記事項を周知徹底してください。

なお、下記対応期間は、伊丹市の対応期間に準じて令和2年5月31日までとします。

記

- 1 感染経路を特定できない症例が増加していることから、各自が家族を含めて従前に増して行動抑制と健康管理を徹底するとともに、不調を感じた場合は休暇を取得して療養し、速やかに管理者等を通じて総務課に状況を報告すること。
- 2 平素から人材が不足するなか、職員各位には日常業務に尽力いただいているところではありますが、疲労の蓄積(易感染性)を避けるため、これまで以上に業務の効率化に努め、超過勤務命令については必要最低限とすること。
- 3 業務継続計画(BCP)として、全事業所、特に入所施設では職員に感染者が出た時を想定し、実施する必要がある業務を厳選した最小限のサービスを少人数で提供できる職場体制を確立すること。
また、可能な範囲で交替による休暇取得や時間休暇を取得した時短勤務、別途通知する特別休暇など、通勤途上を含め人との接触機会の低減に努めること。
- 4 感染拡大防止にむけ、これまでの対応に加え、勤務中はとりわけ以下の行動を徹底すること。
 - (1) 飛沫感染の防止について
メール、電話を活用して、取引業者や職員同士の接触機会を減らすとともに、対面時には適切な距離を確保すること。
人が集まる形での会議等をできる限り回避するとともに、やむを得ず会議を開催する場合には、参加者は必ずマスクを着用し社会的距離を確保すること。

- (2) 換気の徹底について
窓の開閉が可能な場合は、1日に数回、数分程度窓を全開し、換気に努めること。この時、複数の窓がある場合は二方向の壁の窓を開放し、窓が一つしかない場合はドアを開けるなど、空気の通り道を確認し換気すること。
- (3) 共用物品、機器の消毒について
共用物品、機器については、適宜消毒すること。
- (4) 昼食時等の3密回避について
昼食時の休憩場所などでは、密接・密集を避けること。また、テーブルで向かい合っただけの食事は避けること。
- 5 飲食を伴う会合等への参加、旅行、通勤を除く府県をまたぐ移動など、感染拡大の要因となる行動は、すでに予定されているものであっても厳に慎むこと。
- 6 職員やその家族に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合はもちろん、風邪を罹患した者や花粉症の症状がある者等に対して、職場内外において理不尽な扱いや攻撃的、差別的な言動を行わないこと。
- 7 新型コロナウイルス感染防止に向けた業務見直しを契機に、ICTを活用した働き方改革への取組みに活かすことができるよう、職員各位には意識して取り組んでいただきたい。

以上